

佐賀県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 1月31日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 2 号

佐賀県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員等の旅費支給規則（昭和 29 年佐賀県規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(旅行命令簿等の記載事項及び様式)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 旅費事務システム（旅費事務システムによる旅費支給事務等の処理に関する規則（平成18年佐賀県規則第85号）第 2 条第 1 項に規定する旅費事務システムをいう。以下同じ。）を利用する場合は、前項の旅行命令簿等の記載事項に相当する内容を表示する画面をもって、同項の旅行命令簿等に代えるものとする。</p> <p>(旅費の請求書の種類、記載事項及び様式)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2 旅費事務システムを利用する場合は、前項の規定による請求書の記載事項に相当する内容を入力することをもって、同項の旅費請求書に代えるものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(旅行命令簿等の記載事項及び様式)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 旅費事務システム（旅費事務システムによる旅費支給事務等の処理に関する規則（平成18年佐賀県規則第85号）第 2 条第 1 項に規定する旅費事務システムをいう。以下同じ。）<u>及び報酬・賃金管理システム（報酬・賃金管理システムによる報酬又は賃金支給事務等の処理に関する規則（平成19年佐賀県規則第65号）第 2 条第 1 項に規定する報酬・賃金管理システムをいう。以下同じ。）</u>を利用する場合は、前項の旅行命令簿等の記載事項に相当する内容を表示する画面をもって、同項の旅行命令簿等に代えるものとする。</p> <p>(旅費の請求書の種類、記載事項及び様式)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2 旅費事務システム<u>及び報酬・賃金管理システム</u>を利用する場合は、前項の規定による請求書の記載事項に相当する内容を入力することをもって、同項の旅費請求書に代えるものとする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、平成 26 年 2 月 1 日から施行し、同日以後に支給する旅費から適用する。